

短期入所生活介護  
**重要事項説明書**

社会福祉法人 伸生会

平塚養護老人ホーム

# 事業概念説明書

## 1.施設経営法人

(1) 法人名	社会福祉法人 伸生会
(2) 法人所在地	〒254-0061 神奈川県平塚市御殿 2 丁目 17 番 42 号
(3) 電話番号	0463-35-3440
(4) 代表者氏名	理事長 大畠 直裕
(5) 設立年月日	昭和 28 年 7 月 7 日

## 2.ご利用施設

(1) 施設の種類	指定短期入所生活介護
(2) 介護保険事業者番号	神奈川県指定 養護老人ホーム 1472000353
(3) 施設の目的	指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。当施設は、身体上または精神上の障害があるために、常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
(4) 施設の名称	平塚養護老人ホーム
(5) 施設の所在地	〒254-0061 神奈川県平塚市御殿2丁目17番42号
(6) 電話番号	養護老人ホーム 0463-31-6979
(7) 管理者氏名	養護老人ホーム 益井 正純
(8) 当施設の運営方針	<p>① 施設は、個々のご利用者の状況に応じた施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。そのことにより、ご利用者がその有する能力に応じた日常生活ができるよう努めます。</p> <p>② 施設は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護福祉施設サービスを提供するよう努めます。</p> <p>③ 施設は、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視し</p>

(当施設の運営方針)	<p>④ た運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービス、との密接な連係に努めます。</p> <p>⑤ サービスの内容から逸脱している、次のことは行うことができません。</p> <p>(1) ご利用者またはご家族からの金銭・金品・飲食の授受。</p> <p>(2) 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合は除く）</p>
(9) 開所日	昭和49年6月1日

### 3.職員配置状況

職種	人員
管理者	1名（常勤兼務）
生活相談員	1名（常勤兼務）
介護職員	18名（常勤兼務 13名、非常勤兼務 5名）
看護師	1名（常勤兼務）
管理栄養士	1名（常勤兼務）
機能訓練指導員	1名（常勤兼務）
調理員	6名（常勤兼務 5名、非常勤兼務 1名）
医師	1名（非常勤）

### 4.利用料金その他 《 料金表は別紙に添付しています 》

(1) ご利用負担金は、次のいずれかの方法によりお支払い頂きますようお願いします。

A：自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とさせて頂きます。）

B：現金払い（原則として、次回ご利用時にお支払い頂きます。次回ご利用が未定の場合は、その都度ご連絡しお支払い方法を決めさせて頂きます。）

C：銀行振込（ご利用の方にお振込頂きます。月末までにお振込みください。）

振込先：中栄信用金庫 平塚支店 普通 0121877  
 口座名：社会福祉法人 伸生会  
 理事長 大畑 直裕

※手数料はご利用者負担となります。

(2) 要介護認定の決定が遅れている等の場合には、要介護認定後、翌月にまとめて請求させて頂きます。  
 ☆介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額ご利用者負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、ご利用者の同意を得る事になります。）

## 5.協力医療機関

済生会平塚病院	内科、外科、整形外科、形成外科、脳外科、皮膚科、泌尿器科
---------	------------------------------

## 6.当施設のサービス方針等

※個々のご利用者に応じたサービスの提供を通して生活の質の向上を目指します。

## 7.相談窓口、苦情対応

### (1) 当施設における苦情の受付

苦情受付担当者	浅倉翼
電話番号	0463 - 31 - 6979
受付時間	月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後5時30分まで

### (2) 行政機関等の苦情受付窓口

#### ①平塚市役所介護保険課

所在地	平塚市浅間町9-1
電話番号	0463 - 21 - 8790
FAX	0463 - 21 - 9602
受付時間	午前8時30分から午後5時まで

#### ②神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係

所在地	横浜市西区楠町27-1
電話番号	0570 - 022110（苦情専用）または 045 - 329 - 3447
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで

③神奈川県社会福祉協議会

所 在 地	横浜市神奈川区沢渡 4-2
電 話 番 号	045-311-1428
F A X	045-313-4590
受 付 時 間	午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

④第三者委員

当法人では、事業所を利用される皆様からの苦情の解決にあたり、社会性・客観性を確保し利用される皆様の立場や特性に配慮して適切な対応を行うため第三者委員を選定しています。

- 真壁 洋道氏 … 0463-71-5910
- 水島 圭一氏 … 0463-58-6677

8.当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 伸生会	
代表者 氏名	理事長：大畠 直裕	
所在地・電話番号	平塚市御殿 2-17-42 0463-35-3440	
事 業 内 容	平塚養護老人ホーム 昭和 44 年 8 月 1 日 開所 養護老人ホーム 定員 60 名 湘南の街（特定施設） 平成 19 年 4 月 1 日 事業開始 （介護予防）短期入所生活介護 定員 9 名  平塚特別養護老人ホーム 昭和 49 年 6 月 1 日 開所 介護老人福祉施設 定員 67 名 （介護予防）短期入所生活介護 定員 6 名  伸生会デイケアセンター 平成 1 年 4 月 1 日 開所 通所介護（総合事業） 定員 30 名 居宅介護支援 平成 11 年 9 月 1 日 事業開始  訪問介護 平成 6 年 4 月 1 日 事業開始 湘南の街訪問介護ステーション	

(事業内容)	地域包括支援（ごてん） よろず相談センターごてん	平成 18 年 4 月 1 日 事業開始
	認知症対応型通所介護 いきいき	平成 18 年 6 月 1 日 事業開始 定員 9 名
	地域包括支援（まつがおか） よろず相談センターまつがおか	平成 29 年 4 月 1 日 事業開始
	伸生会ケアセンターまつがおか	
	居宅介護支援事業所まつがおか うんどう・デイ・まつがおか	令和 1 年 6 月 1 日 事業開始 令和 1 年 7 月 1 日 事業開始
	学童保育	
	伸生会金目っ子クラブ	令和 3 年 4 月 1 日 事業開始
	伸生会金目っ子クラブ 2nd	令和 5 年 4 月 1 日 事業開始
	伸生会岡崎っ子クラブ	令和 5 年 4 月 1 日 事業開始
	伸生会岡崎っ子クラブ 2nd	令和 5 年 4 月 1 日 事業開始

## 9. 秘密の保持と個人情報の保護について

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

### (2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

## 10. サービス提供について

利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、計画を作成します。なお、作成した計画は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

## 11. 心身の状況の把握

居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 12. サービス提供の記録

指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。

利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 13. 居宅介護支援事業者等との連携

指定通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

## 14. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 15. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 16. 災害発生時の対応について

法人に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 益井 正純 ）

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 17.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　益井正純
-------------	----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 18.業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 19.電磁的記録等

①施設（事業所）及びその従業者は、条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（受給資格等の確認及び施設入退時の被保険者証への記載並びに②に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができます。

②施設（事業所）及びその従業者は、条例の規定による交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができます。

## 20.訪問理美容サービスについて

訪問ヘアカット事業所へ依頼し、短期入所利用中に理美容サービス受けることが出来ます。

理美容サービスは、ご希望された後、事業者と日程を調整し、実施日の調整をさせて頂きます。また、費用については、実費となり事業所へのお支払いとなります。

依頼先事業所　訪問ヘアカット ほっと

## 21.その他

### (1) 研修について

全国社会福祉協議会、神奈川県社会福祉協議会等の主催する研修会に管理者等及び職員を積極的に参加し、職員の質の向上に努めます。

### (2) センサー使用について

事故等の発生を軽減するためにも必要に応じて転倒、転落防止センサーや離床センサーを使用させて頂く可能性がありますので御理解ください。ただし、センサー使用によって全ての事故等を未然に防止出来るわけではございませんので御了解願います。

### 【説明確認欄】

2025年 11月 13日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項について文書を交付し、説明をしました。

事業者 所在 地：平塚市御殿 2-17-42  
事業者名：平塚養護老人ホーム

説明者 相談員 浅倉 翼 (印)

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

年 月 日

利用者 [住 所] \_\_\_\_\_

[氏 名] \_\_\_\_\_ (印)

代理人又は立会人

[住 所] \_\_\_\_\_

[氏 名] \_\_\_\_\_ (印)